

松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金  
交付要綱に係る宣誓・同意書

松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金交付要綱（以下この様式において「本要綱」という。）第8条に基づき、次の1から4までのいずれも宣誓し、次の5から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金（以下この様式において「補助金」という。）の申請を取り下げ、既に補助金の給付を受けていた場合は、補助金を返還します。

- 1 本要綱の規定による補助金の交付要件を満たしていること。
- 2 本要綱第8条に規定する提出書類の内容に虚偽のないこと。
- 3 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者を社員等構成員としない事業者等であること。
- 4 補助金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。
- 5 本要綱第8条第1項各号に掲げる書類に係る帳簿及び証拠書類を5年間保存するとともに、当該書類その他市長が必要と認める書類等について、本要綱第16条の規定による市の求めに応じて速やかに提出すること。
- 6 松本市が補助金の申請に際して得た個人情報について、統計分析、経営支援及び技術支援等各種事業案内並びにアンケート調査依頼等に使用する場合があります。
- 7 補助金の交付対象者名称、交付年度及び交付額並びに設備等を導入した事業所の所在等について、公表する場合があります。
- 8 松本市が個人又は法人の税情報を閲覧すること。
- 9 本要綱に従うこと。

年 月 日

法人名・屋号

印（法人のみ）

※法人の場合は、法務局登録印を押印してください。

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

（個人事業者の場合は、生年月日： 年 月 日）